

会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、茨城の訪問リハビリテーションを考える会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の連携を図るとともに相互の研修・研究を通じて県民ならび地域社会の保健・医療・福祉に寄与するため、主として本県の訪問リハビリテーション等の促進と質的向上を図ることを目的とする。

(活動方針)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる方針をもって活動する。

- (1) 茨城県地域リハビリテーション支援体制を運営の基盤とする
- (2) 相互交流や連絡を重視するものとする
- (3) 関連団体との相互協力体制を持つものとする
- (4) 一部の施設、団体の利益等を意図せず、公正中立な立場で運営する

(事業)

第4条 本会は、前条の活動方針をもとに、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 訪問リハビリテーションおよびそれに関連する活動（以下、訪問リハビリテーション等）に関わる研修会等の開催と支援に関すること
- (2) 訪問リハビリテーション等の普及啓発に関すること
- (3) 訪問リハビリテーション等に関わる知識及び技術の向上に関すること
- (4) 訪問リハビリテーション等に関する調査研究に関すること
- (5) 会員相互ならび関連団体との連携・調整に関すること
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同する個人とし、所属や職種は限定しない。

(入会)

第6条 本会の入会に際しては、事務局の規定する所定の手続きを経なければならない。

(会費)

第7条 本会の会員は、年会費を必要としない。

2 事業運営に必要な諸経費について、その規模に応じて参加費および資料代等を会費として徴収することがある。

(退会)

第8条 本会の退会に際しては、事務局の規定する所定の手続きを経る。

2 本会の名誉を傷つけ、会則に反する重大な行為があった会員は、世話人会の決定により会員を退会させることができる。

3 会員は、次の各号に掲げる場合に退会するものとする。

- (1) 本人より退会の申し出があったとき
- (2) 本人が死亡したとき

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第9条 本会に次の役員をおく。

- (1) 世話人代表 1名
- (2) 世話人副代表 1名
- (3) 世話人 若干名
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第10条 世話人・監事は、総会において会員より選任し、世話人代表・世話人副代表は世話人会において世話人の互選により選任し、総会の承認を得るものとする。

2 世話人・監事については、世話人会が速やかに欠員補充または増員の必要があると認める場合、世話人会が選任することができる。この場合、選任後最初の総会において承認を得るものとする。

(役員職務)

第11条 世話人代表は、本会を代表し、会務を総理する。

2 世話人副代表は、世話人代表を補佐し、世話人代表に事故あるときは、その職務を代理する。

3 世話人は、世話人会を組織し会務を実行する。

4 監事は、本会の会計及び会務を監査する。

(任期)

第12条 世話人の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じた場合、補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。

第4章 顧問

第13条 本会に顧問をおくことができる。

2 顧問は、世話人会の議を経て世話人代表が委嘱する。

3 顧問は、世話人代表の諮問に応ずるほか、会議に出席して意見を述べるすることができる。

第5章 会議

(会議)

第14条 本会の会議は、総会と世話人会とする。

(総会)

第15条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年1回、臨時総会は必要がある場合に、世話人代表が招集し、世話人代表が議長となる。

2 総会は、会員をもって構成する。

3 臨時総会は世話人会においてその必要を認めたとき及び会員半数以上の要請があったとき開催する。

(世話人会)

第16条 世話人代表は、必要に応じて随時世話人会を開催する。

(会議の定足数)

第17条 総会は、出席者をもって開催し、当面定足数は規定しない。

2 世話人会は、世話人の過半数の出席を必要とする。

3 会議の議長は、世話人代表が当たる。

(審議事項)

第18条 総会は次の事項を議決する。

(1) 事業報告及び収支決算の承認

(2) 事業計画及び収支予算の決定

(3) その他、世話人会において必要と認めた事項

2 世話人会は次の事項を審議する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関すること

(3) その他、世話人代表において必要と認めた重要な会務

(会議の議決等)

第19条 会議の議決は、出席者の過半数の同意をもって行うが、可否同数の場合には議長の決するところによる。

(議決権の書面表決)

第20条 やむを得ない理由のため世話人会に出席できない世話人は、あらかじめ通知された事項に

ついて、書面により表決することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その世話人は出席したものとみなす。

第21条 本会事務局は、茨城県指定地域リハビリテーション研修推進支援センターにおく。

2 本会事務局とは別に、各地域（県北・県央・県南・県西・鹿行）に地域担当事務局をおく。
（補助組織の設置等）

第22条 世話人代表は、特定の事項を協議するために世話人会の議を経て、委員会・部会等の補助組織を設置することができる。

2 委員会・部会等の補助組織は、世話人代表から委嘱された事項を処理する。

第6章 会計

（経費）

第23条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

（事業年度・会計年度）

第24条 事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

（事業計画・予算・決算・監査）

第25条 事業計画・予算・決算は、世話人会の議を経て総会の議決を得るものとする。

2 本会の会計は、毎年4月30日までに決算し、監事の監査を受けなければならない。

第7章 会則の変更及び解散

（会則の変更）

第26条 会則の変更は、総会において、出席者の1/2以上の同意を必要とする。

（解散）

第27条 本会の解散は、総会において会員の1/2以上の同意を必要とする。

第8章 雑則

（雑則）

第28条 本会則の施行についての必要な細則は、世話人会を経て世話人代表が定める。

2 本会則に定めるものの他、会の運営に必要な事項は、世話人代表が別に定める。

附則

1 この会則は、平成19年5月29日から施行する。

2 この会則は、平成23年6月14日一部改正により施行する。